

第1編**序論**

第1編 序論		掲載 ページ
第1章 計画策定にあたって	1 計画策定の趣旨	2
	2 計画策定の意義・役割	3
	3 計画策定にあたっての基本姿勢	3
	4 計画の構成と期間	4
第2章 本市の特徴		5
第3章 本市の主要課題		8

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

日進市では、平成13年3月に第4次日進市総合計画を策定し、「ひと・みどり・ふれあいがつくる高環境生活都市」を将来都市像として掲げ、平成22年度の目標年度に向け、「安全・安心な暮らしと真に豊かな暮らしのできる都市」をめざして3つのリーディングプロジェクトと5つの施策大綱を中心として、各種施策を進めてきました。

これまで4次にわたって策定された総合計画に基づき、「自然の豊かさ」「住みよさ」「多機能」「ふれあい」等をキーワードとして、恵まれた自然環境の中で、様々な都市機能や魅力を持ったまちづくりを進めてきました。しかし、依然として解決すべき課題も残されており、第5次総合計画において引き続き取り組んでいく必要があります。

第4次計画期間中には大きな社会構造の変化があり、地方分権の進展に伴う自治体の責務の拡大や三位一体の改革^{*1}に加えて、少子化高齢化社会の到来に伴い社会保障費が増大する等、これらが与えた財政面への影響は大きく、各自治体は、厳しい行政経営を余儀なくされるようになりました。近年では、世界的な金融、経済危機が、本市及び周辺地域経済や市民生活にも影響を及ぼしています。

このような背景の下、自治体個々の力量が問われる時代を迎えた今、これまでの総合計画で示してきた方向性を保ち、長期的な視野に立ったまちづくりを行っていく必要があります。

市民のニーズはますます多様化、高度化しており、行政だけでは解決できない問題も増えています。地域の課題にきめ細かく対応するためには、地域コミュニティや市民活動団体の果たす役割が重要になっており、市民の力を含めた総合的な地域力を高めることが必要です。また、我が国が人口減少期を迎えた今日にあっても、本市の場合は、人口増加に伴い必要とされる公共施設や都市基盤の整備といった課題にも対応していかなければなりません。

このような状況にある中、本市は、今後とも持続的に発展していくために、地域経営の視点に立ち、だれもが安全・安心に暮らせる、自然と調和した魅力ある住環境都市を市民との協働によって実現していくための羅針盤として「第5次日進市総合計画」を策定します

2 計画策定の意義・役割

総合計画とは、基本構想、基本計画等を包括する総称であり、基本構想については、地方自治法に、議会の議決を経て、これを定める旨が規定されています。また、平成19年に施行された本市の最高規範と位置づけられる「自治基本条例」第20条で、同条例に定める基本理念に基づき総合計画を定める旨を規定しています。

(1) 本市のまちづくりの最上位計画

本計画は、本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画として、本市特有の個性を生かし、魅力をさらに向上させ、また、本市の諸課題を解決するために策定されるものであり、各種個別計画の策定にあたっては、その方向性や施策について本計画との整合性を図る必要があります。

(2) 総合的、計画的な行政経営の指針

本計画は、福祉・環境・都市基盤・産業・教育等様々な分野を対象とするものであり、長期展望に立った総合的、計画的な行政経営の指針として位置づけられます。

(3) 協働によるまちづくりの指針

地方分権の時代にある今日、これからのまちづくりは、市民、市議会、市の執行機関の協働によって取り組む必要があります。

本計画は、こうした協働によるまちづくりの指針となるものであり、その目標と実現方法等を示していく計画として位置づけられます。

日進市自治基本条例

(計画的な市政運営)

第20条 市の執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行わなければなりません。

地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

3 計画策定にあたっての基本姿勢

計画策定にあたっては、学識者、団体代表者等で構成される総合計画審議会、公募市民で構成される策定市民委員会等、市民の声を取り入れ、より身近な暮らしの視点に立った計画づくりを重視しました。

4 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

基本構想では、本市のめざす「将来都市像」と、それを実現するための「基本目標」等を長期的かつ総合的な視野に立って明らかにします。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

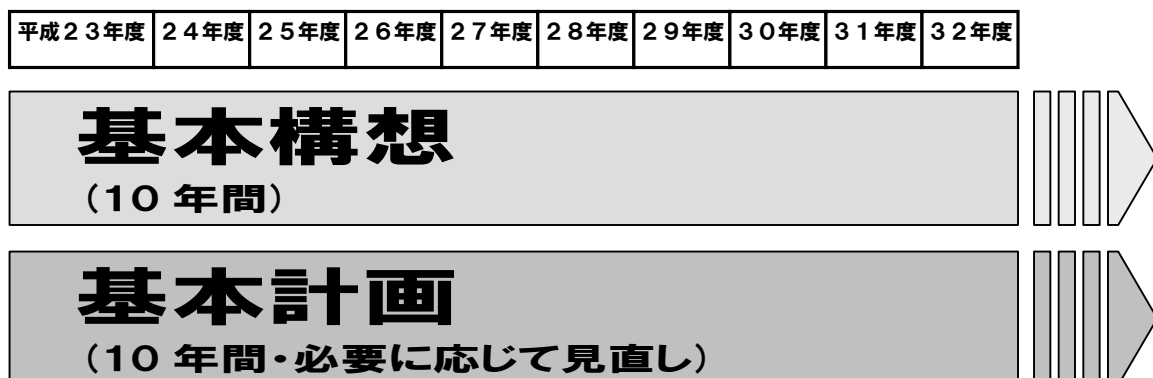
基本計画では、基本構想を実現するために各分野において実施すべき施策を体系的に示します。基本的な施策ごとに「現状と課題」と「施策の主な内容」を提示することに加えて、本計画では、「施策のめざす将来の姿」や「目標値」、そして、その施策を実現する手段となる「主要事業」を掲げます。さらに、「重点プロジェクト」として、施策、事業を共通するテーマにより組み合わせ、効率的、効果的に事業を進めます。

計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた各分野の施策を実現するために、向こう3年間に実施する事業内容を記載したもので、毎年度策定します。

図1：計画の期間



第2章 本市の特徴

(1) 立地・人口・交通

①人口増加を続ける活気のある住宅都市

本市は、名古屋市と豊田市の間に位置する恵まれた地理的条件から、住宅都市として発展し続けており、我が国が人口減少期を迎えた今日にあっても、人口増加が続いています。また、いわゆる「団塊の世代^{*2}」よりも、現在の子育て世代にあたる「団塊ジュニア世代」が多いことから、子どもの数も増加を続けています。

こうした人口増加に伴い、保育園・学校等の公共施設や道路・下水道等の社会資本について、計画的な整備が求められています。

②通勤・通学等に利用できる都市間交通が整備された都市

市南部には名鉄豊田線と相互乗入れをしている地下鉄鶴舞線赤池駅、名鉄豊田線日進駅及び米野木駅の3駅があり、北部は長久手町にある愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅に近いこと等、通勤・通学等に利用できる都市間交通が整備された都市となっています。

しかし、分散型の都市構造となっていることもあり、日常生活における自動車への依存度が高い状況にあるため、高齢社会への対応として地域交通の充実に努めることが必要となっています。

(2) 福祉・保健

①子育て・福祉・健康を積極的に支援する都市

本市は、子育て支援センター等による子育て・子育てに対する支援、各種介護予防事業の実施や介護予防遊具の設置、障害のある人に対する総合的な相談支援や特別支援学級の設置、各種健康診査や健康教室の実施、中学生までの医療費や第3子以降の保育料の無料化等、きめ細かいサービスを実施しています。各地域には6館の市福祉会館を整備し、地域福祉活動の拠点としての機能に加え、地域住民のレクリエーション活動等にも積極的に活用されています。

今後は、一層の福祉サービスの充実とあわせて、親しみをもって利用できる施設の運営が求められています。

②近隣に高度救急救命センター、第3次救急医療施設がある都市

本市の近隣には、全国に23か所ある中で県内唯一の高度救命救急センター^{*3}である愛知医科大学病院や、県内に14か所指定されている第3次救急医療施設^{*4}である藤田保健衛生大学病院、名古屋第二赤十字病院が立地しています。

今後は、災害時の体制づくりを含め、これらの医療機関との連携が望まれています。

(3) 自然・環境

①里山、田畑、水辺等が多く、自然環境に恵まれている都市

都市近郊にありながら、市内には、里山や田畑の緑、河川やため池の水辺等、生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる自然環境が残っており、特に、天白川の源流である東部の丘陵地は、希少な動植物が生息しています。

本市の自然環境を将来にわたって残していくには、北高上緑地等をフィールドにした市民と行政の協働による里山保全活動等により、守り、育て、その価値を高めていく必要があります。

②ごみの減量化等、環境意識の高い市民が多い都市

本市は、エコドーム^{※5}の利用促進、分別収集やリサイクルの推進等により、県内でもリサイクル率は高く、一人あたりのごみの排出量は少なくなっています。また、平成16年の「環境基本計画」の策定や「環境まちづくり基本条例」の制定を市民参加によって進めてきたことが、「日本の環境首都コンテスト^{※6}」において表彰を受ける等、その取組が評価されています。

このように、環境意識が高く、ごみ減量化等環境保全活動を実践する市民が多いといえます。

今後も、地球規模の環境問題を視野に入れながら、地域レベルでさらに環境保全行動を推進していくことが必要となっています。

(4) 文化・観光

①きらりと輝く文化、観光資源がある都市

本市は、奈良平安時代には我が国屈指の窯業生産地であった「さなげやませいなんろく猿投山西南麓こようせきぐん古窯跡群」の地理的中心地であり、市域内で約160基の古窯跡^{※7}が確認されています。また、観光シンボルの一つになっている岩崎城址公園一帯は、小牧・長久手の戦いの激戦地である、「岩崎城の戦い^{※8}」の舞台となった場所です。

豊かな自然を体験できる「平成ふれあいの森^{※9}」が整備されており、散策や憩いの場として市民から親しまれています。さらに、名古屋市近郊では珍しい本格的な観光牧場や、桜の名所としても有名な宗教公園もあり、レクリエーションの場となっています。

これらの歴史的文化的資源等を観光資源として活用し、さらにその発掘に努めることが課題となっています。

(5) 教育

① 6つの大学が立地する学園都市

本市には、名古屋商科大学、愛知学院大学、名古屋学芸大学、名古屋外国語大学、椋山女学園大学日進キャンパス、名古屋学芸大学短期大学部の6つの大学が立地しており、2万人を超える学生・教員が通学・通勤しています。これまで、これらの大学と行政が連携した地域政策研究や生涯学習活動も進められてきました。

平成22年には市内の4大学と連携協力について協定を結ぶ等、具体的な取組が進展する中、今後は、地域社会の発展の手段として、大学との協力関係をより一層推進していくことが求められています。

(6) 地域コミュニティ活動・市民協働

① 都市化が進む一方、従来の地域コミュニティが残っている都市

本市は、宅地開発によって人口が急増した都市である一方、田園風景が残されていることから旧来の集落には連帯感のある地域コミュニティや文化が残っています。

こうした特徴は、互いに助け合う地域社会を実現していく上で価値ある資源であり、これからのまちづくりに生かしていく必要があります。

② 市民参加や市民活動が盛んな都市

本市は、市民のまちづくりに対する意識が高く、人材にも恵まれており、子育て、福祉、環境等多様な分野における市民活動が盛んとなっています。

市民参加については、福社会館の計画策定を始めとして、「地域福祉計画」、「環境基本計画」や「環境まちづくり基本条例」等、計画策定や条例制定の過程における市民参加が継続して行われてきました。

市民活動については、以前からボランティア活動が盛んに行われてきており、平成7年に、ボランティア活動の拠点機能を有する中央福祉センターを開設しました。

以後、平成17年に、市民活動、市民交流の拠点となる「にぎわい交流館」を開館し、平成18年に、「にっしん協働ルールブック」を策定しました。平成19年には、その制定過程において多くの市民の参加が得られた「自治基本条例」を施行する等、市民活動を推進する基礎づくりが進められてきました。

これらの実績に基づき、ボランティア・NPO団体等の市民活動がますます活発になっています。

また、「自治基本条例」に位置づけられた「市民参加、市民自治活動に関する条例」も市民との協働により検討されており、市民自治のまちづくりが一層進展していくことが期待されます。

第3章 本市の主要課題

(1) 市民生活を支える福祉サービスの充実

①子どもを安心して産み育てられる環境づくりの推進

- ・母子保健サービスの充実等による、安心して出産ができる環境づくりの推進
- ・子育て支援サービスの充実等による、子育てしやすい社会環境づくりの推進
- ・家庭及び地域による、子育て支援の充実やしつけ等の教育力の向上

②超高齢社会の到来に備えた「健やか長寿社会」に向けた取組の推進

- ・社会参加、生涯学習等による、生きがいづくりの推進
- ・生涯スポーツ、介護予防等による、地域における健康づくりの推進
- ・地域福祉施策等による、地域で安心して暮らせる環境づくりの推進

③「だれもがともに暮らせる地域社会」に向けた取組の推進

- ・教育、啓発等による、差別のない社会の実現
- ・障害種別を問わず、生涯を通じた支援体制の推進
- ・障害福祉施策の充実等による、地域生活を支える環境づくりの推進

(2) 安全・安心な生活環境の構築

①災害や犯罪のない安全・安心な地域づくりの推進

- ・災害に強いライフライン^{*10}やインフラ^{*11}の整備による、防災力を備えた都市基盤整備の推進
- ・防災意識の啓発や住宅等の耐震化の支援等による、家庭における防災力の向上
- ・自主防災活動や自主防犯活動への支援による、安全で安心な地域づくりの推進

②身近に感じられる自然環境や地域環境の保全

- ・里山、田畑、水辺等の自然環境の保全による、身近な自然と共生^{*12}する地域社会の実現
- ・環境美化活動への支援やCO₂削減行動の推進による、地域環境への負荷軽減
- ・リサイクルの推進やごみ減量化の推進による、循環型社会の実現

(3) 魅力を生み出す都市基盤の整備

①安全・安心な道路環境整備と利便性の高い交通網の充実

- ・歩道や自転車道、交通安全施設の整備、交通規制や意識啓発による、安全性や利便性の確保
- ・歩道のバリアフリー化等による、安全で人にやさしい道路環境整備の推進

- ・近隣市町と連携した道路網や公共交通網の拡充による、都市間交通及び地域交通の充実

②市役所周辺における魅力ある中心核の形成

- ・人びとが集い、憩える空間整備による、交流促進とにぎわいの創出
- ・環境緑化等の推進による、緑と調和した中心核の形成
- ・施設間の歩道の整備等による、歩行空間エリアの形成

③魅力的な住宅地・市街地の維持、形成と居住環境の向上

- ・エリアマネジメント^{*13}等による、住宅地の資産価値の維持、向上
- ・土地区画整理事業等の推進による、魅力的で質の高い市街地の形成
- ・都市基盤整備や高齢者の生活支援等による、旧来からの集落や高齢化の進む住宅地における良好な居住環境の確保、向上

(4) 活力ある産業の振興

- ・遊休農地の活用、農業後継者の育成等による、食育や地産地消の振興、農業振興の推進
- ・都市近郊の優位性や交通網の利便性を生かした産業の創出及び誘致等による、地域経済の活性化や新たな雇用の創出
- ・特産品の開発や観光資源の発掘、活用による、本市独自の地域ブランドの創出

(5) 学びの推進と文化の振興

①未来を担う人材の育成や多様な人材の参加の推進

- ・安全で快適な学校施設の整備等による、教育環境の向上
- ・多様な学習機会の創出や人材の確保等による、教育体制の強化
- ・機会の創出や情報提供による、多様な人材のまちづくりや地域活動への参加推進

②一人ひとりが輝く、芸術・文化の育成

- ・芸術作品や芸術文化活動に身近に触れる機会の提供による、芸術・文化にあふれるまちの実現
- ・市民の交流促進等による、芸術文化活動の活発化
- ・市民の自主的活動の支援による、一人ひとりの個性を生かせる芸術文化の振興

(6) 地域力と行政経営力の向上

①多様な地域コミュニティの連携

- ・子育て支援グループとの相談支援体制の充実等による、人口急増地域における子育て世代等の相互協力関係の構築

- ・ ボランティア団体と地域住民の連携支援による、少子化高齢化が進む住宅地における地域コミュニティの強化
- ・ 旧来の集落と周辺地域との交流や地域の伝統行事等の情報発信による、旧来の集落における地域コミュニティの維持、形成

②持続可能な行政経営システムの確立

- ・ 安定的な財源確保による、持続性、自立性の高い行財政運営の実現
- ・ 行政改革の推進による、計画的、効率的な行財政運営の実現
- ・ 民間企業の専門性の活用や市民活動団体等との協働による効率的で質の高いサービスの提供

◆用語の解説

- ※1 三位一体の改革：「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することをめざし、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う改革のこと。
- ※2 団塊の世代：昭和22～24年頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。
- ※3 高度救命救急センター：普通の救命救急センターと比べて、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾患患者の常時対応できる十分なスタッフと施設が整ったもの。
- ※4 第3次救急医療施設：24時間救命救急センターを病院にて運営し、第2次医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、医療を総合的に提供する医療機関のこと。
- ※5 エコドーム：日進市中央環境センターの通称。市民の環境への関心を高めるとともに、ごみの減量及び資源化の推進を目的に、平成11年に開設。
- ※6 日本の環境首都コンテスト：環境NGOのネットワーク組織である「環境首都コンテスト全国ネットワーク」が開催しているコンテスト。環境先進国ドイツで実施された「環境首都コンテスト」をモデルとし、市民（NGO）の視点からの環境自治体づくり支援およびNGOと自治体さらには自治体間の環境問題に関する情報の相互交換の促進を目的としている。平成13年に第1回が開催されている。
- ※7 窯跡：陶磁器を焼いた窯の跡。かまあと。
- ※8 岩崎城の戦い：岩崎城の守備をしていた丹羽氏重が、200余名の城兵とともに数十倍の羽柴軍の進軍「三河中入（なかいり）」を阻止した戦い。
- ※9 平成ふれあいの森：岩崎町中心部に位置する、標高134mの御嶽山一帯のこと。
- ※10 ライフライン：都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送等をいう。
- ※11 インフラ：インフラストラクチャーの略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅等が含まれる。
- ※12 共生：複数種の生物が、相互に作用し合いながら同じ場所で生活すること。
- ※13 エリアマネジメント：一定の地域における良好な居住環境等の形成・管理を実現していくための地域住民・地権者による様々な自主的な取組。